

屋外広告物適正化キャンペーン

広告主の皆さん
ご存じですか？

▶ 令和6年 9月1日(日)～9月10日(火)

屋外広告物のルール

- 種類や大きさ等により許可申請が必要です
- 設置できない場所や地域があります
- 地域によって色の明るさや鮮やかさに制限があります
- 目視、打診等により点検を行う必要があります
- 他人に依頼する場合、県の登録業者以外は設置できません etc

ルールを守ってよい良い広告物をつくきましょう！



■ 看板（屋外広告物）に関する相談窓口

○次の地域の場合は県出先機関へ

・昭和町	中北建設事務所	055-224-1677
・山梨市・甲州市	峡東建設事務所	0553-20-2806
・市川三郷町・富士川町・身延町・南部町	峡南建設事務所	055-240-4120
・都留市・大月市・上野原市・丹波山村	富士・東部建設事務所	0554-22-7836
・富士吉田市・西桂町・山中湖村・鳴沢村	富士・東部建設事務所 吉田支所	0555-24-9049

○次の地域の場合は各市町村へ

・甲府市	055-237-5829	・南アルプス市	055-282-6397	・北杜市	0551-42-1361
・甲斐市	055-278-1669	・中央市	055-274-8552	・韮崎市	0551-22-1111
・笛吹市	055-261-3334	・早川町	0556-45-2513	・道志村	0554-52-2114
・忍野村	0555-84-7793	・富士河口湖町	0555-72-1976	・小菅村	0428-87-0111

※甲府市は平成31年4月から中核市に移行し、甲府市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。

山梨県 県土整備部 都市計画課 景観まちづくり室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1325 FAX055-223-1857

ホームページ
QRコード



ちょっと待ってその **のぼり旗** ! 手続きしていませんか? !

山梨県屋外広告物条例

■ のぼり旗を掲出する場合、条例により一定のルールがあり、また、一定規模以上の場合、**許可** が必要です。

ポイント① 色あせたり、破れたり、汚れていたりしていませんか？



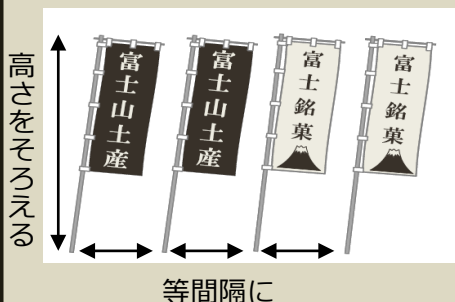
- ・お客様をおもてなしをするときは、できるだけ身の回りをきれいにしておくのではないのでしょうか？
- ・のぼり旗も同じです。汚れていたり、破れていたらせっかくの店の印象が台無しです。
- ・常に目を配らせて管理をしっかりとしましょう。

ポイント② その色は地域にあっていますか？



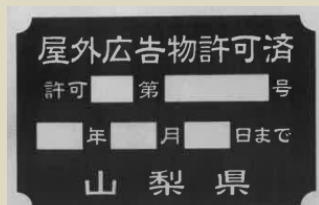
- ・地域を訪れる観光客は雄大な自然とその周辺の歴史文化に魅力を感じています。
- ・都会で見慣れた派手な色ではなく自然になじむ色合いでおもてなしをしたいものです。

ポイント③ 効果的な設置を考えてみませんか？



- ・お客様は情報が多いと、どれを見て良いかわからなくなってしまいます。
- ・お店の「イチ押し」に絞って情報をまとめましょう。
- ・たくさんの色を使うのではなく、統一感のある色合いがきれいです。
- ・本数は少なくともわかりやすい設置にしませんか？
(本数に応じて**手数料**もかかります)

あなたの“のぼり旗”に許可済みシールはありますか？



屋外広告物許可済みシール

のぼり旗は、安価で手軽に入手できるため設置しやすく、また風にたなびくので人目につきやすい広告です。そのため、周辺の風景に大きな影響を及ぼします。

のぼり旗が乱立すると景観を乱し、お客様をおもてなしするはずがかえって地域の印象を悪くしてしまうことがあります。

そのため、のぼり旗については、周辺の環境にあった適切な本数の許可を受けるようにしましょう。

あなたの看板は安全ですか？

看板の点検を怠ると
重大な事故に発展
する可能性があります

15mの高さ
から落下

事故事例

高さ15メートルの位置から看板が落下し、歩行者の頭部を直撃し、意識不明の重傷を負う事故が発生しました。店舗責任者に対して管理上の過失について刑事責任を問われ、業務上過失致傷罪が成立するとして刑が言い渡されました。

サビは、破損、変形などの第一歩です。
危険の兆候をチェックしましょう。



看板(屋外広告物)のルールを定めた山梨県屋外広告物条例が改正され、平成31年4月から**看板の点検が義務化**されました。

● すべての看板が対象です

次の看板は対象外ですが、良好な状態に保つ適正な管理は必要です。

貼紙、貼札、のぼり旗、立看板、車両・船舶等に表示するものなど

● 期間内ごとに点検する必要があります

目視、打診などにより、次の期間内ごとに点検をする必要があります。

許可が必要な看板：許可の有効期間内

許可が不要な看板：堅ろうな物は3年以内

(小規模な自家用看板等) その他の物は2年以内

この期間内であれば
いつ点検を行ってもかまいません。
他の点検(特殊建築物定期調査報告など)と
併せて行うことが容易です。
さらに年1回の打診などの点検も
推奨しています。

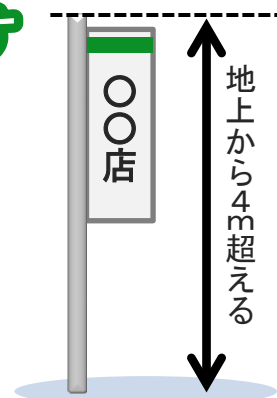
● 有資格者による点検が必要な看板があります

【対象看板】

看板の上端の高さが地上から4メートルを超えるもの

【資格】

- ・屋外広告士
- ・建築士
- ・山梨県屋外広告物講習会修了者
- ・他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者
- ・職業訓練修了者(広告美術科にかかるもの) など



- **点検結果**は、次回点検するまで、または除却するまでの間、**保存する**必要があります。
- **許可が必要な看板**は、更新時に「広告物等安全点検報告書」により**報告する**必要があります。

「山梨県屋外広告物安全点検指針」をご活用ください。

安全点検を実施する際に参考となる「山梨県屋外広告物安全点検指針(平成31年4月)」を作成しています。点検箇所や点検の方法、点検結果の記載例を掲載しています。

看板のオーナーや管理者には管理義務があります。

- ・許可が不要な看板(小規模な自家用看板等)にも管理義務があります。
- ・看板落下などの事故が起こった場合、管理責任や賠償責任を問われる可能性があり、**長年積み重ねてきた信頼を一瞬で失うこと**になりかねません。



看板を安全に管理するために定期的な点検を行いましょう。

点検を実施する際にご活用ください。

山梨県 屋外広告物

検索 🔍

<https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/okugaitoppu.html>



■ 看板(屋外広告物)に関する相談窓口

○次の地域の場合は県出先機関へ

・昭和町	中北建設事務所	055-224-1677
・山梨市・甲州市	峡東建設事務所	0553-20-2806
・市川三郷町・富士川町・身延町・南部町	峡南建設事務所	055-240-4120
・都留市・大月市・上野原市・丹波山村	富士・東部建設事務所	0554-22-7836
・富士吉田市・西桂町・山中湖村・鳴沢村	富士・東部建設事務所 吉田支所	0555-24-9049

○次の地域の場合は各市町村へ

・甲府市	055-237-5829	・南アルプス市	055-282-6397	・北杜市	0551-42-1361
・甲斐市	055-278-1669	・中央市	055-274-8552	・韮崎市	0551-22-1111
・笛吹市	055-261-3334	・早川町	0556-45-2513	・道志村	0554-52-2114
・忍野村	0555-84-7793	・富士河口湖町	0555-72-1976	・小菅村	0428-87-0111

※甲府市は平成31年4月から中核市に移行し、甲府市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。



山梨県 県土整備部 都市計画課景観まちづくり室

TEL: 055-223-1325(平日8:30~17:15) MAIL: kendosui@pref.yamanashi.lg.jp